

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法	法令番号	昭和53年法律第36号
手続名	組合の解散命令	根拠条項	第114条
処分基準	第114条の規定による組合の解散命令に係る処分の基準は、同条の規定のとおりとする。		
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課
			目次 No. 34